

# 令和8年度予算見積調書

課室名: こども安全課  
担当名: 養護担当  
内線: 3375

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業
S326	母子生活支援施設・助産施設児童保護措置費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費
事業期間	昭和23年度～ 根拠法 令	児童福祉法第50条、第51条及び第55条(義務)		針路 分野施策	04 0403	子育てに希望が持てる社会の実現 児童虐待防止・社会的養育の充実	SDGsゴール SDGsターゲット	16 16-2

## 1 事業概要

県福祉事務所長及び市福祉事務所長が、母子(妊産婦)を母子生活支援施設(助産施設)へ入所させた場合に、必要な費用を支弁する。

ア 委託料(県入所措置分) 72,845千円  
イ 県費負担金(市入所措置分) 55,470千円  
ウ 家庭支援事業県費負担金(市入所措置分) 113千円

## 2 事業主体及び負担区分

【こども家庭庁】  
児童措置費負担金

ア (国1/2・県1/2)  
イ (国1/2・県1/4・市1/4)

## 3 地方財政措置の状況

普通交付税(単位費用)  
(款) 社会福祉費(細目) 児童福祉費  
(細節) 児童措置費  
(積算内容) 助産施設、母子生活支援施設(1/2)

4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員  
9,500千円×0.1人=950千円

## 5 事業説明

### (1)目的

県及び市の福祉事務所が、母子家庭等の母子を母子生活支援施設に措置した場合、また、妊産婦を助産施設に措置した場合に、必要な費用を支弁する。

### (2)事業計画

ア 委託料(県入所措置分) 72,845千円  
県福祉事務所が母子生活支援施設・助産施設に措置した場合、かかる費用のうち2分の1を県が負担する。  
(ア) 母子生活支援施設: 令和7年度入所見込世帯(者)数101世帯(274人)  
(イ) 助産施設: 令和6年度入所見込数6人  
イ 県費負担金(市入所措置分) 55,470千円  
市福祉事務所が母子生活支援施設・助産施設に措置した場合、かかる費用のうち4分の1を県が負担する。  
ウ 家庭支援事業県費負担金(市入所措置分) 113千円  
市福祉事務所が措置により家庭支援事業を実施した場合、かかる費用のうち4分の1を県が負担する。

### (3)事業効果

令和6年度実績 88,698千円 母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ): 312世帯・49人

### (4)その他

入所者の居住地により、保護の実施主体が異なる。

ア 町村在住: 県福祉事務所  
イ 市在住: 市福祉事務所

予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	128,428	国庫支出金	分担金・負担金	41			92,026	10,752
前年額	117,676	31,098	41				86,537	

## 事業内訳書

事業名	母子生活支援施設・助産施設児童保護措置費		
単位事業名	母子生活支援施設・助産施設児童保護措置費	予算額	128,428千円

○歳入

(単位: 千円)

款・節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
分担金及び負担金・児童福祉費負担金	41	0	入所児童保護者負担金
国庫支出金・児童福祉費負担金	36,361	5,263	【こども家庭庁】 児童措置費負担金 負担率 1/2
一般財源	92,026	5,489	
合計	128,428	10,752	

○歳出

(単位: 千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
委託料	72,845	10,606	
負担金、補助及び交付金	55,583	146	
合計	128,428	10,752	